

平内町町有施設照明 LED 化業務委託に係る受託候補者選定要領

1 総則

平内町町有施設照明 LED 化業務委託に係る受託候補者を選定するため、選定方法など必要な事項を本要領に定める。

2 企画提案書等

「平内町町有施設照明 LED 化業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、企画提案者から提出されたものとする。

3 選定委員

選定審査を行う委員は次のとおりとする。

- (1) 平内町副町長
- (2) 平内町総務課長
- (3) 平内町町民課長
- (4) 平内町水産商工観光課長
- (5) 平内町地域整備課長
- (6) 平内町学校教育課長
- (7) 平内町生涯学習課長
- (8) 平内町総務課指導監
- (9) 平内町総務課主幹
- (10) 平内町総務課防災管財係長

ただし、各委員は自身の代わりに、受託候補者の選定に適した職員を推薦し代理させることができる。

4 選定方法

受託候補者の選定は、企画提案書等に基づき次のとおり実施する。

- (1) 選定委員は、企画提案書等の記載内容等を評価し「平内町町有施設照明 LED 化業務委託採点基準」に基づき、各評価項目を評価する。
- (2) 各選定委員による評価点の集計後、その合計を総合点とする。その結果、総合点が最も高い企画提案者を最優先交渉権者に選定する。ただし、総合点を評価した選定員の人数で除した平均点が6割未満の場合は採用しない。なお、企画提案者が1者の場合であっても、平均点が6割以上の場合は有効な選定とする。
- (3) 総合点が最も高い企画提案者が2者以上ある場合は、選定委員間で協議した後に、最優先交渉権者を決定する。

- (4) 最優先交渉権者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者及びそれ以降順位者の繰上げにより、新たに優先交渉権者として手続きを行うこととする。

5 審査結果の通知

審査結果は、全ての企画提案者に対し書面を持って通知するとともに、事務局ホームページにて公表する。また、非契約者に関する情報は公開しないが、審査結果における自らの順位や総合点は、事務局へ問い合わせることができる。なお、他の企画提案者の順位・総合点については、非公開とし、審査結果についての異議等は認めないものとする。